様式第２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別添）

業　務　計　画　書

Ｉ．委託業務の内容

１．委託業務の題目

「（委託契約書第１条の委託業務題目を記載）」

２．実施機関

（受託者（委託先））
住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
機関名　〇〇〇〇　〇〇〇

（再委託先）
住所　□□県□□市□□町□丁目□番□号
機関名　□□□□　□□□

（再委託先）
住所　△△県△△市△△町△丁目△番△号
機関名　△△△△　△△△

３．委託業務の目的

・・を実現し、・・・・のための・・・・技術の実現を目指し、〇〇等を・・・・早期発見し、・・・・を可能とする・・・・技術、・・・・・計測などの最新の〇〇技術を・・・・した〇〇技術の開発を実施し、・・・・することを目的とする。
このうち、〇〇〇〇ではプロジェクトの総合的推進及び・・・・に関わる技術開発、△△△では・・・・・に関わる研究開発、□□□□では・・・・・の計測を実施する。

４．当該年度における成果の目標及び業務の方法
①●●●●
ａ．プロジェクトの総合推進
・・。
ｂ．・・・・に関わる技術開発
・・。
ｃ．ーーーー検討会の実施
・・。
②■■■■
・・・・・に関わる研究開発
・・。
③▲▲▲▲
・・。

５．委託業務実施期間
（受託者（委託先））　委託契約書第１条第３号のとおり
（再委託先）

機関名　□□□□　□□□
実施期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日
（再委託先）
機関名　△△△△　△△△
実施期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日

Ⅱ．委託業務の実施体制

１．業務主任者

（受託者（委託先））
役職・氏名　○○○○　○○○教授　○○　○○
（再委託先）
役職・氏名　□□□□　□□□教授　□□　□□
（再委託先）
役職・氏名　△△△△　△△△教授　△△　△△

２．業務項目別実施区分

業　務　項　目	実　施　場　所	担　当　責　任　者
① ●●●●		
ａ．プロジェクトの総合推進	○○県○○市○○町○丁目○○○ ○○大学○○センター	○○大学○○学部教授 ○○　○○
ｂ．・・・・に関わる技術開発	〃	○○大学○○学部准教授 ○○○　○
ｃ．ーーーー検討会の実施	〃	〃
② ■■■■	□□県□□市□□町□丁目□□□	□□大学□□学部教授
・・・・・に関わる研究開発	□□大学□□研究所	□□　□□
③ ▲▲▲▲	△△県△△市△△町△丁目△△△ △△機構△△センター	△△機構△△センター教授 △△　△△

３．経理担当者

（受託者（委託先））
役職・氏名　○○○○　○○○経理部長　○○　○○
（再委託先）
役職・氏名　□□□□　□□□経理部長　□□　□□
（再委託先）
役職・氏名　△△△△　△△△経理部長　△△　△△

４．知的財産権の帰属

「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

５．委託契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託業務により作成し、甲に納入する著作物の有無

（　有　・　無　）
【著作物が有の場合以下を記載】
（名称：　　数量：　　）

Ⅲ．委託費の経費の区分

【総括表】　（単位：円）

費　　目	種　　別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
設備備品費			
試作品費			
人件費	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	計		※消費税対象額
業務実施費	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	諸謝金		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
	計		
一般管理費	上記経費＊１０％		
合計			

【（受託者（委託先））・再委託先別】

（受託者（委託先））：〇〇〇〇　（単位：円）

費　　目	種　　別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
設備備品費			
試作品費			
人件費	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	計		※消費税対象額
業務実施費	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	諸謝金		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
	計		
一般管理費	上記経費＊１０％		
合計			

再委託先：□□□□　　（単位：円）

費　　目	種　　別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
設備備品費			
試作品費			
人件費	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	計		※消費税対象額
業務実施費	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
	計		
一般管理費	上記経費＊１０％		
合計			

再委託先：△△△△　　（単位：円）

費　　目	種　　別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
設備備品費			
試作品費			
人件費	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	計		※消費税対象額
業務実施費	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
	計		
一般管理費	上記経費＊１０％		
合計			

Ⅳ．業務実施計画

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①●●●●												
ａ．プロジェクトの総合推進	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→
ｂ．・・・・に関わる技術開発			←	—	—	—	—	—	—	—	→	
ｃ．ーーーー検討会の実施	△						△					△
②■■■■												
・・・・・に関わる研究開発	←	—	—	—	—	—	→					
③▲▲▲▲								←	—	—	→	

（注）業務計画書で該当ない項目については適宜削除すること。

（参考）要領第２第１項第２号の経費等内訳書の様式
（委託者の指示により見積書やカタログ等の資料を添付すること。）

経費等内訳書

（設備備品費内訳）

品　名	仕　様	数量	単価	金額	備考
（設備備品）					
クライオスタット	HM560MV（ﾊﾞｷｭﾄｰﾑ　ｶｰﾙﾂｧｲｽ付）　製	1　式			
・・・・・装置	microXXXX	1　式			
・・・・・分析ｼｽﾃﾑ	HTEC-500AAA　・・・・社製	2　式			
合計					

（試作品費）

品　名	仕　様	数量	単価	金額	備考
・・・化合成ｼｽﾃﾑ		1 式			
合計					

（人件費）

種別	氏名	摘要	日(月・H)当り単価(A)	交通費 月・日	従事時間（単位:時間・日・月） 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(B)	金額(A×B)	交通費	期末・勤勉手当	退職手当等	合計	備考
業務担当職員																							
	主任研究員	月額	386,000	26,000																			
	（超勤手当）																						
	研究員A	日額	16,000	9,800																			
	研究員D	時間給	1,850	320																			
補助者																							
	○○○	時間給	1,200	16,000																			
	○○○	時間給	1,150	490																			
合　　計																							

＜社会保険料等事業主負担分＞

名前	単価	研究手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	報酬 月額（左の合計）	標準報酬月額	期末勤勉手当	積算単価	算式（円）
主任研究員										健:420,000×41.00 ／1000×5 月＋106,250×41.00／1000×7 月＝116,593 厚:420,000×71.44 ／1000×5 月＋106,250×71.44／1000×7 月＝203,157 児:420,000× 0.90 ／1000×5 月＝1,890 雇:412,000×11.50 ／1000×5 月＋106,250×11.5／1000×7 月＝24,998 計 346,638
研究員A										健:320,000×41.00 ／1000×5 月＋85,333×41.00／1000×7 月＝90,090 厚:320,000×71.44 ／1000×5 月＋85,333×71.44／1000×7 月＝91,366 児:320,000× 0.90 ／1000×5 月＝1,440 雇:329,800×11.50 ／1000×5 月＋85,333×11.5／1000×7 月＝25,832 計 208,728
										合計 555,366

健:健康保険、厚:厚生年金保険、児:児童手当拠出金、雇:雇用保険

注）社会保険料は、掛率等が変更されている場合がありますので、給与担当者に要確認。

業務参加者リスト

〇〇〇〇委託事業　「（委託業務題目）」　　サブテーマ名　「　　」　　２００８年

実施機関名　　〇〇大学　　機関区分　中核（委託先）　／　分担（再委託先）　←必要あるプログラムのみ　　（平成２０年度）

氏名（注1）	継続区分	所属		役割	具体的な実施業務内容	実施期間（注2）		本委託で人件費が支出されかつ他の外部資金を持っている者
		部門	役職			開始年月	終了年月	
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	教授	課題代表	研究総括	2008 年 4 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助教授	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008 年 4 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助教授	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008 年 4 月	2008 年 11 月	
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008 年 4 月	2009 年 3 月	〇
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008 年 4 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	技官	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008 年 4 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	継	大学院〇〇系研究科	研究補佐員	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇実験補佐	2008 年 4 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	新	大学院〇〇系研究科	教授	サブテーマ代表	サブ研究グループ統括	2008 年 8 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	新	大学院〇〇系研究科	講師	実施担当	〇〇〇〇の開発	2008 年 8 月	2009 年 3 月	〇
〇〇　〇〇	新	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の合成	2008 年 8 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	新	大学院〇〇系研究科	教授	実施担当	〇〇〇〇〇研究	2008 年 8 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	新	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇開発	2008 年 8 月	2009 年 3 月	
〇〇　〇〇	新	〇〇研究所	助教授	実験担当	〇〇〇〇研究	2008 年 8 月	2009 年 3 月	

（注１）　上表の記載対象者は、本業務に直接従事する研究管理者及び研究実施者であり、委託契約の機関の常勤職員及び本業務のために雇用された非常勤職員（自己充当経費での雇用を含む）をすべて記載して下さい。

（注２）　実施担当者の方で、一人の方が複数のサブテーマに参加されている場合は、参加されているサブテーマ全てに記入して下さい。

業務協力者リスト

〇〇〇〇委託事業　「（委託業務題目）」　　サブテーマ名　「　　」　　２００８年
（平成２０年度）

氏名 (注1)	所属			具体的な実施業務内容
	所属機関	部門	役職	
〇〇　〇〇	●●大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇オブザーバー
〇〇　〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会　委員長
〇〇　〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	客員教授	〇〇〇委員会　委員
〇〇　〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会　委員
〇〇　〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会　委員
〇〇　〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会　委員
〇〇　〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会　委員

（業務実施費）
＜消耗品費＞

分類	品名等	数量	単位	単価	合計	備　考
ガス類	液体窒素	80,000	kg			
	液体酸素	21,000	kg			
	水素カードル	350	m3			
	液体ヘリウム	500	L			
	その他一般ガス類	1	式			
小計						
超純水製造関係	除濁膜	1	本			
	UV ランプ	3	本			
	UV 酸化ランプ	3	本			
	メカニカルシール	10	本			
	その他超純水関係	1	式			
小　　計						
試薬類	EL 級アセトン　1L　 8 本入	20	箱			
	EL 級 IPA　1L　 8 本入	10	箱			
	EL 級過酸化水素　1L　 12 本入	15	箱			
	EL 級塩酸　1L　 12 本入	10	箱			
	その他試薬	1	式			
小　　計						
石英材料	透明石英管　QT－19B*1000mm	5	本			
	透明石英反応管　 86φ×1200×40φ	1	本			
	その他石英部品	1	式			
小　　計						
合　　計						

＜国内旅費＞

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目　　的	備考
東京 ～ 京都	京都大学	１泊 ２日								運営会議出席及び研究打合せのため	
東京 ～ 仙台	東北大学	２泊 ３日								･･･学会出席及び・・・についての調査	
つくば ～ 東京		日帰り								推進委員会出席（招聘）	
合　　計											

＜外国旅費＞

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目　　的	備考
東京 ～ パリ	・・・・ 大学	５泊 ７日								･･･学会出席及び・・・についての調査	
合　　計											

＜諸謝金＞

氏名	用務等	金額	備考
合計			

＜〇〇費＞

件名	摘要	数量	単価	金額	備考
合　　計					

様式第３

委　　任　　状

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　殿

委任者
住　　所
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」
※　複数ある場合は別紙でもよい。

私は、文部科学省との上記の委託契約に関し、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）　住　　所
代理人名

委任事項　　１　契約締結に関する件
２　契約に基づく提出書類に関する件
３　契約代金の請求及び受領に関する件
※委任する事項を必要に応じて加除修正するものとする。

委任期間　　委任日から上記委任事項終了まで

受任者（代理人）使用印鑑

印

様式第４

日　　付

官署支出官
文部科学省〇〇〇〇〇長　殿

団体名
役職・氏名　　印

銀行振込（新規・変更）依頼書

当方に支給される国庫金（委託費、補助金）については、下記の口座に振込み願います。

記

住　所　〒　　－

※記載された住所は文部科学省からの支払をお知らせする国庫金振込通知書の宛先となります

連絡先電話番号

口座受取人名義＜カナ＞

口座受取人名義＜漢字＞

金融機関名　　銀行／信用金庫　　支店／出張所

金融機関コード　　店舗コード

預貯金種別　　普通預金　　当座預金　　別段預金
（登録口座の種別に〇をしてください。）

口座番号

※予め預金通帳等をご確認のうえ、ご記入ください
※金融機関の統廃合など、登録内容に変更がある際は、速やかに連絡担当課に連絡してください

以下、連絡担当者記載欄

連絡担当局課　　局（課）　　課（班）

連絡担当者氏名　　内線番号

様式第５

変 更 委 託 契 約 書

平成　　年　　月　　日付けをもって、支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇〇長　〇〇　〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇代表取締役　〇〇　〇〇（以下「乙」という。）との間で締結した委託業務題目　「・・・・・・・・・・・」に関する委託契約書について下記のとおり変更する。

記

１．第１条第２号に規定する委託業務の目的、内容及び経費の内訳を次のとおり変更する。

２．第３条に規定する委託費「11,000,000円」を「12,650,000円」に変更する。

３．業務計画書のうち、経費について次のとおり変更する。

（単位：円）

費目及び種別	当初契約額	増 減 額	変更後契約額	備考
設備備品費	5,000,000	△ 1,000,000	4,000,000	
人件費	3,000,000	2,000,000	5,000,000	
業務実施費	2,000,000	500,000	2,500,000	
消耗品費	(200,000)	(0)	(200,000)	
国内旅費	(750,000)	(△300,000)	(450,000)	
外国旅費	(280,000)	(580,000)	(860,000)	
諸謝金	(100,000)	(0)	(100,000)	
雑役務費	(550,000)	(200,000)	(750,000)	
消費税相当額	(120,000)	(20,000)	(140,000)	
一般管理費	1,000,000	150,000	1,150,000	
合　　計	11,000,000	1,650,000	12,650,000	

上記の契約の証として、契約書２通を作成し双方記名押印のうえ、甲、乙各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号
支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長
〇〇　〇〇　　印

乙　　〇〇県〇〇市〇〇二丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

（注）変更事項については、必要に応じ適宜加除修正をすること。

様式第６

帳 簿 の 様 式

（費目）設備備品費

品　　名	仕　様	数量	単 価 （円）	金 額 （円）	発　注 年月日	引　取 年月日	支　払 年月日	取引 相手先	備　考
計									

（費目）試作品費

品　　名	仕　様	数量	単　価 （円）	金　額 （円）	発　注 年月日	引　取 年月日	支　払 年月日	取引 相手先	備　考
計									

（費目）人件費

種別	氏　名	金　額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備　考
業務担当職員					
補助者					
社会保険料等事業主負担分					
	計				

※科学技術・学術政策局が委託局の「科学技術総合研究委託」、研究振興局が委託局の「産学官連携支援委託事業委託」、「科学技術人材養成等委託」及び「科学技術試験研究委託」研究開発局が委託局の「原子力システム研究開発委託」については、以下の人件費の帳簿様式に読み替えるものとする。

（費目）人件費

種別	区　分	金　額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備　考
業務担当職員					
補助者					

社会保険料等事業主負担分					
	計				

（費目）業務実施費

（種別）消耗品費

件　　名	摘　要	数量	単　価 （円）	金　額 （円）	発　注 年月日	引　取 年月日	支　払 年月日	取引 相手先	備　考
計									

（種別）〇〇旅費

氏　名	用　務	用　務 先　名	金　額 （円）	出張 年月日		支　払 年月日	備　考
				出発日	帰着日		
計							

（種別）諸謝金

氏　名	用　務　等	金　額 （円）	実施日 又は 期間	支　払 年月日	備　考
計					

（種別）〇〇費

件　　名	摘　要	数量	単　価 （円）	金　額 （円）	発　注 年月日	引　取 （履行） 年月日	支　払 年月日	取引 相手先	備　考
計									

（記入要領）

1　業務計画書の「Ⅲ．委託費の経費の区分」に掲げる費目ごとに本様式による帳簿を設け、当該費目の種別毎にその経費の内容を表示すること。

2　「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理

した年月日を記入する。

３　「引取年月日」は、物品の検収年月日を記入すること。

４　「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意思決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出伺文書の決裁のあった日）を記入すること。

人件費補足資料　【第９条に基づき、帳簿とともに具備し、甲の要求があったときは提示すること。】

※科学技術・学術政策局が委託局の「科学技術総合研究委託」、研究振興局が委託局の「産学官連携支援委託事業委託」、「科学技術人材養成等委託」及び「科学技術試験研究委託」、研究開発局が委託局の「原子力システム研究開発委託」については、本資料を作成すること。　（単位：円）

氏　　名	給与支給対象期間	給与					社会保険等事業主負担分								
		支給額	左の内訳				事業主負担分合計	社会保険料	左の内訳				労働保険料	左の内訳	
			基本給	通勤手当	時間外手当	その他手当			健康保険	介護保険	厚生年金保険	児童手当拠出金		雇用保険	労災保険
○○　○	4月分														
○○　○	5月分														
○○　○	6月分														
○○　○	賞与														
○○　○	7月分														
○○　○	8月分														
○○　○	9月分														
○○　○	10月分														
○○　○	11月分														
○○　○	賞与														
○○　○	12月分														
○○　○	1月分														
○○　○	2月分														
○○　○	3月分														
○○　○	退職														
○○　○	計														
△△　△	1月分														
△△　△	2月分														
△△　△	3月分														
△△　△	計														
合計	－		－		－	－		－	－	－	－	－	－	－	－

様式第７

委 託 業 務 変 更 承 認 申 請 書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務の契約について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第１０条第１項の規定に基づき申請します。

記

１．変更事項
①変更前

②変更後

２．変更の理由

３．変更が業務計画に及ぼす影響及び効果

様式第８

委託業務中止（廃止）承認申請書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務を下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第１０条第２項の規定に基づき申請します。

記

１．中止（廃止）の理由

２．中止（廃止）後の措置

様式第９－１

変　　更　　届

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、下記の事項を変更したいので、要領第９第３項に基づき届け出ます。

記

１　変更事項
①変更前

②変更後

２　変更しようとする日付　　平成　　年　　月　　日

３　変更の理由

様式第９－２

変　　更　　届

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、下記の事項を変更したので、要領第９第４項に基づき届け出ます。

記

１　変更事項
①変更前

②変更後

２　変更が生じた日付　　平成　　年　　月　　日

３　変更の理由

様式第１０

委 託 業 務 中 間 報 告 書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務進捗状況を委託契約書第１１条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．業務の実施状況
(1)業務の実施日程

業務項目	実施日程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2)業務の実施状況の説明

２．業務予算の実施状況（〇月〇日付実績）
(1)総括表

費　　目	契約額（円）	実績（円）	決算見込額（円）	備　　考
計				

(2)設備備品・試作品の状況

費 目	仕　様	数　量	単　価（円）	金 額（円）	実 績（円）	引取(予定)年　月　日	備　考
計							

３．その他、業務にかかる変更内容の説明（要領第９第５項関係）

(1) 業務計画書の「Ⅲ．委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第１０条第１項第２号の流用制限の範囲内における種別の新設

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 新設した種別名

費目：　　種別：

② 新設を必要とした理由

理由：（新設した種別毎に具体的に説明すること。）

(2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

（変更前）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

（変更後）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

(3) 経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。　例：人事異動のため。）

（注）　本紙３．(1)及び(2)に記載する変更は、要領第９第５項第１号及び第２号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので留意すること。

様式第１１

委 託 業 務 年 度 末 報 告 書（平成〇〇年度分）

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務の進捗状況を委託契約書第１２条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．業務の実施状況

(1)業務の実施日程

業務項目	実　施　日　程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2)業務の実施状況の説明

２．業務予算の実施状況

(1)総括表

費　　目	契約額（円）	実績（円）	決算見込額（円）	備　　考
計				

(2)設備備品・試作品の状況

費 目	仕　様	数　量	単　価（円）	金 額（円）	実 績（円）	引取(予定)年　月　日	備　考
計							

３．その他、業務にかかる変更内容の説明

(1) 業務計画書の「Ⅲ．委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第１０条第１項第２号の流用制限の範囲内における種別の新設

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 新設した種別名

費目：　　種別：

② 新設を必要とした理由

理由：（新設した種別毎に具体的に説明すること。）

(2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

（変更前）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

（変更後）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

(3) 経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。　例：人事異動のため。）

（注）　本紙３．(1)及び(2)に記載する変更は、要領第９第５項第１号及び第２号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので留意すること。

様式第１２

委託業務廃止報告書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、平成　　年　　月　　日に廃止したので、委託契約書第１３条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

１．業務結果説明書（別紙イ）

２．業務収支決算書（別紙ロ）

３．その他、業務にかかる変更内容の説明（要領第９第５項関係）（別紙ハ）

４．取得資産一覧表（別紙二）

５．試作品一覧表（別紙ホ）

（注１）　委託契約書第２５条第１項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。

なお、委託契約書第２４条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。

（注２）　上記３．～５．については、該当しない場合は削除すること。

別紙　イ

業 務 結 果 説 明 書

１．業務の実績

(1)業務の実施日程

業務項目	実　施　日　程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2)業務の実績の説明

別紙　ロ

業 務 収 支 決 算 書

決算表

【総括表】　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

【（受託者（委託先））・再委託先別】

（受託者（委託先））：〇〇〇〇　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				

	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費(又は間接経費)					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

再委託先：□□□□　　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費(又は間接経費)					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

再委託先：△△△△　　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

（注）　委託業務の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄におけるその他に計上すること。

※　委託費の充当額の算定にあたり、「消費税相当額」及び「一般管理費」については、他の費目・種別の委託費の充当額を基に算定すること。

別紙　ハ

その他、業務にかかる変更内容の説明

(1) 業務計画書の「Ⅲ．委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第１０条第１項第２号の流用制限の範囲内における種別の新設

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 新設した種別名

費目：　　種別：

② 新設を必要とした理由

理由：（新設した種別毎に具体的に説明すること。）

(2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

（変更前）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

（変更後）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

(3) 経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。　例：人事異動のため。）

（注）　本紙３．(1)及び(2)に記載する変更は、要領第９第５項第１号及び第２号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので注意すること。

別紙　二

取 得 資 産 一 覧 表

機関名（購入機関）

費　目	品　名	仕　様	数量	単価	製造又は取得価格	取得年月日	保管場所（住　所）	備　考

（作成要領）

１．取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

２．製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

別紙　ホ

試 作 品 一 覧 表

機関名（購入機関）

完成品名及び構成品名	仕　様	数量	単価	製造又は取得価格	取得年月日	保管場所（住　所）	備　考

（作成要領）

１．試作品の計上について
　複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。

２．製造又は取得価格について
　据付費及び付帯経費は除く。

様式第１３

委託業務完了届

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について完了したので、委託契約書第１４条の規定に基づき報告します。

※　委託契約書第２５条第１項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。

なお、委託契約書第２４条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。

様式第１４

委託業務実績報告書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、委託契約書第１５条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

１．業務結果説明書（別紙イ）

２．業務収支決算書（別紙ロ）

３．その他、業務にかかる変更内容の説明（要領第９第５項関係）（別紙ハ）

４．取得資産一覧表（別紙二）

５．試作品一覧表（別紙ホ）

（注）　上記３．～５．については、該当しない場合は削除すること。

別紙　イ

業 務 結 果 説 明 書

１．業務の実績

(1)業務の実施日程

業務項目	実　施　日　程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2)業務の実績の説明

別紙　ロ

業 務 収 支 決 算 書

決算表

【総括表】　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

【（受託者（委託先））・再委託先別】

（受託者（委託先））：〇〇〇〇　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				

	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

再委託先：□□□□　　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

再委託先：△△△△　　（単位：円）

区分	費　目	種　別	契約額（円）	決算額（円）	委託費の充当額（円）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					
収入	委託費の額					
	自己充当額					
	その他					
	合計					

（注）　委託業務の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄におけるその他に計上すること。

※　委託費の充当額の算定にあたり、「消費税相当額」及び「一般管理費」については、他の費目・種別の委託費の充当額を基に算定すること。

別紙　ハ

その他、業務にかかる変更内容の説明

(1) 業務計画書の「Ⅲ．委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第１０条第１項第２号の流用制限の範囲内における種別の新設

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 新設した種別名

費目：　　種別：

② 新設を必要とした理由

理由：（新設した種別毎に具体的に説明すること。）

(2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

（変更前）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

（変更後）

品　名	仕　様	数量	単価	金額
（設備備品）				
（試作品）				

② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

(3) 経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

（　該当：　有　・　無　）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。　例：人事異動のため。）

（注）　本紙３．(1)及び(2)に記載する変更は、要領第９第５項第１号及び第２号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので注意すること。

別紙　二

取 得 資 産 一 覧 表

機関名（購入機関）

費　目	品　名	仕　様	数量	単価	製造又は取得価格	取得年月日	保管場所（住　所）	備　考

（作成要領）

１．取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

２．製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

別紙　ホ

試 作 品 一 覧 表

機関名（購入機関）

完成品名及び構成品名	仕　様	数量	単価	製造又は取得価格	取得年月日	保管場所（住　所）	備　考

（作成要領）

１．試作品の計上について
　複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。

２．製造又は取得価格について
　据付費及び付帯経費は除く。

様式第１５

年 間 支 払 計 画 書

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名

委託業務題目「　　」　　（単位：円）

費目名	契約額	第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				第4・四半期				計	備考
		4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計		
合　計																			

様式第１６

精　算　払　請　求　書

日　　付

官署支出官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

請求額　金　　円也

上記委託業務について、平成　　年　　月　　日付け　　第　　号により額の確定通知があったので、委託契約書第１８条第３項の規定に基づき委託費の精算払を請求します。

内　　訳

契約金額	円
概算払金額（ａ）	円
確定金額（ｂ）	円
差引金額（ｂ）－（ａ）	円

取引銀行

口　　座

フリガナ

口座名義

様式第１７

概　算　払　請　求　書

日　　付

官署支出官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

請求額　金　　円也

上記委託業務に対する委託費の概算払を委託契約書第１８条第３項の規定に基づき請求します。

内　　訳

契約金額 （ａ）	円
概算払済額 （ｂ）	円
今回請求額 （ｃ）	円
差引残額 (a)－(b)－(c)	円

取引銀行

口　　座

フリガナ

口座名義

様式第１８

委 託 費 支 払 計 画 書
（第　　回）

平成　　年　　月　　日提出
平成　　年　　月　　日現在

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名

委託業務題目「　　」　　（単位：円）

A 費目名	B 当初契約額	C 変更承認済契約額	D 支払実績又は予定額 第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				第4・四半期				計	前回までの概算払額	今回概算払額	備考
			4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計				
合　計																						

（記載要領）
１．概算払の請求は、請求時点までの所要見込額によるものとする（例えば、当該四半期までの実績および見込額から既に概算払を受けた額を差し引いて、今回概算払額として計上すること。）
２．この表は、各月ごとの支払い実績及び見込額を記入して作成すること。第４四半期の３月の欄には、翌月以降の支払予定額ものせること。
３．費目名の欄は、「業務実施費」のみ種別も記載すること。
４．変更承認済契約額の欄は、変更承認された場合、又は変更契約を行った場合のみ記入する。
５．消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上するものとする。
６．一般管理費及び間接経費は、毎月定率（定額ではない）又は最終月一括計上のいずれかとする。
７．右最上段には本表を作成した日（何日までは実績を計上したか）を記入する。
８．代表者印等の押印は不要。

様式第１９

委 託 業 務 成 果 報 告 書 の 提 出 に つ い て

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務に関する成果の報告書を委託契約書第２１条の規定に基づき別添のとおり提出します。

様式第２０

委託業務成果報告書への標記について

委託業務に係る成果報告書の表紙裏に、次の標記を行うものとする。

本報告書は、文部科学省の〇〇〇〇委託事業による委託業務として、〇〇〇〇（受託者の名称）が実施した平成〇〇年度「□□□□□□（契約書第１条で定めた委託業務題目）」の成果を取りまとめたものです。

様式第２１

学　会　等　発　表　実　績

委託業務題目「　　」

機関名〇〇〇〇　〇〇〇

１．学会等における口頭・ポスター発表

発表した成果（発表題目、口頭・ポスター発表の別）	発表者氏名	発表した場所（学会等名）	発表した時期	国内・外の別

２．学会誌・雑誌等における論文掲載

掲載した論文（発表題目）	発表者氏名	発表した場所（学会誌・雑誌等名）	発表した時期	国内・外の別

（注１）発表者氏名は、連名による発表の場合には、筆頭者を先頭にして全員を記載すること。

（注２）本様式はexcel形式にて作成し、甲が求める場合は別途電子データを納入すること。

様式第２２

資　産　及　び　預　り　資　産　管　理　表

<table>
<tr><td>整理番号</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>品　名</td><td></td><td>取得価格</td><td>円</td><td rowspan="5">付属品又は関係機器その他</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">仕　様</td><td rowspan="4"></td><td>取得年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>製造年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>製造番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

年月日	管 理 場 所	管理責任者	印	摘　　要

国に所有権を移転した際、貸付又は貸付の延長の承認を受けた際には、下記の表に必要事項を追記すること。

国に所有権を移転した年月日　　平成　　年　　月　　日

貸付承認年月日	貸　付　期　間	貸付を受けた理由（用途）

（記載要領）

１　この表は、１資産毎に作成すること。

２　「付属品又は関係機器その他」の欄には、当該資産が２以上の機器等によって構成されている場合に、その構成機器等の名称、数量、仕様等を記入すること。

３　「摘要」の欄には、管理状況について特記する事項があればその事項を記入すること。

様式第２３

標　示　ラ　ベ　ル

文　部　科　学　省	
平成　　年度　〇〇〇〇委託事業	
品　　名	
備　　考	

（注）備考欄には、業務題目、整理番号等を必要に応じ記載する。

様式第２４

委託業務による取得資産の所有権移転について

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務により製造又は取得した資産の所有権については、別表のとおり国に移転するとともに、移転後の取扱については指示に従います。

なお、当該資産の預り証及び処分等に関する希望及び利用計画を別紙（１、２）のとおり提出します。

別　表

〇〇〇〇委託による取得資産の所有権移転明細書

「　（委託業務題目）　」

品　　名	仕　様	数　量	単 価 （円）	製造又は 取得価格 （円）	取得年月日	保管場所 （住所）	備　考
〔例〕 〇〇解析装置	〇〇〇社 ABC123	２台	100,000	200,000	平成 13. 9.10	〇〇〇 〇〇〇〇	

別　紙－１

預　り　証

日　　付

物品管理官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務による取得資産を下記のとおりお預りします。

記

１．取得資産

品　　名	仕　様	数　量	単 価（円）	製造又は取得価格（円）	取得年月日	保管場所（住所）	備　考
〔例〕 〇〇解析装置	〇〇〇社 ABC123	２台	100,000	200,000	平成 13. 9.10	〇〇〇 〇〇〇〇	

（注）記入すべき資産が多い場合は、「別紙のとおり」として扱って構わない。

２．預り期間　　所有権移転の日より当分の間

３．事務担当者
住　　所：〒〇〇〇-〇〇〇〇　〇〇〇〇
所　　属：〇〇〇〇
氏　　名：〇〇　〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：〇〇〇

別　紙 - ２

〇〇〇〇委託業務による取得資産の処分等に関する希望及び利用計画

（受託者）名称及び
代表者名

年度	委託業務題目								受 託 者			
									所 在 地			
品名	仕様	単価	数量	取 得 価 格	取　得 年月日	損 耗 程 度	汚染の 有無	移動 の 可否	希望する 処 分 の 方　法	利 用 計 画	保管場所 （住所）	備考

（注１）「年　　度」：委託契約の属する年度を記入すること。
（注２）「品　　名」：取得資産一覧表の品名欄に記載されている事項を記入すること。
（注３）「損耗程度」：Ａ、Ｂ、Ｃに区分し、下記により記入すること。
　　Ａは、修理費が取得価格の２０％未満と推定されるもの。
　　Ｂは、　　〃　　２０％以上５０％未満と推定されるもの。
　　Ｃは、　　〃　　５０％以上と推定されるもの。
（注４）「汚染の有無」：放射性同位元素等によって汚染された契約書第２２条第１項の汚染資産~~器具~~等に該当するかの有無を記入すること。
（注５）「移動の可否」：コンクリート等で固着され移動できないものに「否」印を記入すること。
（注６）「希望する処分の方法」：貸付、返納、払下の区分を記入すること。
（注７）「利用計画」：貸付、払下を希望する資産等を使用して行う研究の内容及び関連を簡単に記入すること。

様式第２５

取 得 資 産 処 分 承 認 申 請 書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務による取得資産について、委託契約書第２２条第３項の規定に基づき下記のとおり処分したいので申請します。

記

１．処分しようとする資産

別紙のとおり

２．処分しようとする理由

別　　紙

取得年月日	品　　名	仕　　様	数量	金額（円）	備考

＜参考＞

<table>
<tr><td>品名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>取得年月日</td><td>平成　年　月　日</td><td>数　量</td><td></td><td>金　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="6">（写真を添付すること）</td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>処分理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第２６―１　　（注：独立行政法人・国立大学法人及び大学共同利用機関法人の場合）

物品の無償貸付申請書

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
　別紙のとおり

２．貸付希望期間
　物品貸付承認の日から研究終了の日まで

３．用途
　〇〇〇〇（法人名）の行う試験研究に使用する。

４．貸付を希望する理由
　〇〇〇〇（法人名）の行う試験研究を推進し科学技術の振興に寄与するため。

５．業務計画書
　別添のとおり（注：次頁参照の上、作成のこと）

６．事務担当者（注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと）
　住　　所：〒〇〇〇-〇〇〇〇　〇〇〇〇
　所　　属：〇〇〇〇
　氏　　名：〇〇　〇〇
　TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：〇〇〇

７．その他
　借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

（注：独立行政法人・国立大学法人及び大学共同利用機関法人の場合）

業　務　計　画　書

１．試験研究題目

遺伝子制御による選択的シナプス強化・除去機構の解明

２．主任者氏名（役職名）

科学　太郎（〇〇法人〇〇機構第一研究部　主任研究員）

３．試験研究の目的

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の基礎である活動依存的、永続的かつ入力特異的な〇〇〇〇強化および除去の機構を明らかにすることにより<u>科学技術の振興に寄与する。</u>

４．試験研究の方法

1)海馬での後期〇〇に伴い発現する遺伝子の網羅的解析と機能に関する研究

〇〇の機能を空間特異的・時間特異的に阻害あるいは強化できる遺伝子操作動物を作出する。また作出動物の海馬〇〇や学習・記憶を解析し、変異の影響を明らかにするとともに〇〇欠損変異マウスのシナプス可塑性･学習行動および小脳登上線維シナプスの選択的除去の解析を行う。

2)小脳の発達期に発現制御される遺伝子に関する研究

ラット発達期小脳の選択的シナプス除去に関わる遺伝子の構造を明らかにするとともに、そのうちの一つ〇〇遺伝子の機能を小脳プルキンエ細胞特異的に改変した遺伝子操作動物を作成する。また、この動物の行動を調べると共に、遺伝子改変が〇〇の発達過程に与える影響を解析する。

3)〇〇の選択的配置に関する研究

初代培養〇〇を用いて〇〇タンパク質が種々の外来刺激に伴い細胞体で発現誘導された後に〇〇に輸送されることを明らかにする。また、〇〇が入力特異的に〇〇に輸送されるか否かを検討する。

（注）下線部分の文言は必ず記載して下さい。

様式第２６―２　　（注：一般社団法人及び一般財団法人の場合）

物品の無償貸付申請書

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
別紙のとおり

２．貸付希望期間
物品貸付承認の日から平成　年　月　日まで

３．用途
平成　年度～平成　年度まで文部科学省から受託した「　　」の継続研究に使用する。

４．貸付を希望する理由
当該試験研究を促進し科学技術の振興に寄与するため。

５．業務計画書
別添のとおり（注：次頁参照の上、作成のこと）

６．事務担当者（注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと）
住　　所：〒〇〇〇-〇〇〇〇　〇〇〇〇
所　　属：〇〇〇〇
氏　　名：〇〇　〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：〇〇〇

７．その他
借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

（注：一般社団法人及び一般財団法人の場合）

業　務　計　画　書

１．試験研究題目

「　　」の継続研究

２．主任者氏名（役職名）

科学　太郎（〇〇法人〇〇機構第一研究部　主任研究員）

３．試験研究の目的

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の基礎である活動依存的、永続的かつ入力特異的な〇〇〇〇強化および除去の機構を明らかにすることにより<u>科学技術の振興に寄与する。</u>

４．試験研究の方法

1)海馬での後期〇〇に伴い発現する遺伝子の網羅的解析と機能に関する研究

〇〇の機能を空間特異的・時間特異的に阻害あるいは強化できる遺伝子操作動物を作出する。また作出動物の海馬〇〇や学習・記憶を解析し、変異の影響を明らかにするとともに〇〇欠損変異マウスのシナプス可塑性･学習行動および小脳登上線維シナプスの選択的除去の解析を行う。

2)小脳の発達期に発現制御される遺伝子に関する研究

ラット発達期小脳の選択的シナプス除去に関わる遺伝子の構造を明らかにするとともに、そのうちの一つ〇〇遺伝子の機能を小脳プルキンエ細胞特異的に改変した遺伝子操作動物を作成する。また、この動物の行動を調べると共に、遺伝子改変が〇〇の発達過程に与える影響を解析する。

3)〇〇の選択的配置に関する研究

初代培養〇〇を用いて〇〇タンパク質が種々の外来刺激に伴い細胞体で発現誘導された後に〇〇に輸送されることを明らかにする。また、〇〇が入力特異的に〇〇に輸送されるか否かを検討する。

（注）下線部分の文言は必ず記載して下さい。

様式第２６―３　　（注：地方自治体・学校法人等の場合）

物品の無償貸付申請書

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
　別紙のとおり

２．貸付希望期間
　物品貸付承認の日から平成　年　月　日まで

３．用途
　〇〇〇〇（注：法人名等）の行う試験研究に使用する。

４．貸付を希望する理由
　〇〇〇〇（注：法人名等）の行う試験研究を推進し科学技術の振興に寄与するため。

５．業務計画書
　別添のとおり（注：次頁参照の上、作成のこと）

６．事務担当者（注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと）
　住　　所：〒〇〇〇-〇〇〇〇　〇〇〇〇
　所　　属：〇〇〇〇
　氏　　名：〇〇　〇〇
　TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：〇〇〇

７．その他
　借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

（注：地方自治体・学校法人等の場合）

業　務　計　画　書

１．試験研究題目

遺伝子制御による選択的シナプス強化・除去機構の解明

２．主任者氏名（役職名）

科学　太郎（〇〇法人〇〇機構第一研究部　主任研究員）

３．試験研究の目的

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の基礎である活動依存的、永続的かつ入力特異的な〇〇〇〇強化および除去の機構を明らかにすることにより<u>科学技術の振興に寄与する。</u>

４．試験研究の方法

1)海馬での後期〇〇に伴い発現する遺伝子の網羅的解析と機能に関する研究

〇〇の機能を空間特異的・時間特異的に阻害あるいは強化できる遺伝子操作動物を作出する。また作出動物の海馬〇〇や学習・記憶を解析し、変異の影響を明らかにするとともに〇〇欠損変異マウスのシナプス可塑性･学習行動および小脳登上線維シナプスの選択的除去の解析を行う。

2)小脳の発達期に発現制御される遺伝子に関する研究

ラット発達期小脳の選択的シナプス除去に関わる遺伝子の構造を明らかにするとともに、そのうちの一つ〇〇遺伝子の機能を小脳プルキンエ細胞特異的に改変した遺伝子操作動物を作成する。また、この動物の行動を調べると共に、遺伝子改変が〇〇の発達過程に与える影響を解析する。

3)〇〇の選択的配置に関する研究

初代培養〇〇を用いて〇〇タンパク質が種々の外来刺激に伴い細胞体で発現誘導された後に〇〇に輸送されることを明らかにする。また、〇〇が入力特異的に〇〇に輸送されるか否かを検討する。

（注）下線部分の文言は必ず記載して下さい。

様式第２６―４　　（注：様式第２６－１～３に該当する以外の組織で、文部科学省の委託する試験研究等のため貸付を申請する場合）

物品の無償貸付申請書

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
　別紙のとおり

２．貸付希望期間
　物品貸付承認の日から平成　年　月　日まで

３．用途
文部科学省からの委託研究「　　」に使用する。

４．貸付を希望する理由
上記委託研究の推進を図るため。

５．業務計画書
　別添のとおり（注：委託契約書の業務計画書の写しを添付のこと。）

６．事務担当者（注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと）
　住　　所：〒〇〇〇-〇〇〇〇　〇〇〇〇
　所　　属：〇〇〇〇
　氏　　名：〇〇　〇〇
　TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：〇〇〇

７．その他
　借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

別　紙

品　　名	仕　様	数　量	単 価 （円）	製造又は 取得価格 （円）	取得年月日	保管場所 （住所）	備　考
〔例〕 〇〇解析装置	〇〇〇社 ABC123	２台	100,000	200,000	平成 13. 9.10	〇〇〇 〇〇〇〇	

様式第２７

借　　受　　書

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって承認のあった下記の委託業務に使用する物品の無償貸付について、承認通知書記載の条件を承諾のうえ、当該物品を確かに借受けました。

記

〇〇〇〇委託　業務題目「　　」

様式第２８

亡失・損傷報告書

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

貴省から貸付を受けた物品が亡失（又は損傷）しましたので、下記のとおり報告します。

記

１．貸付年月日

２．亡失（又は損傷）した物品等の品名、仕様及び数量

３．亡失（又は損傷）の日時及び場所

４．亡失（又は損傷）程度又はその状況(事実を説明する書類等を添付)

５．亡失（又は損傷）の原因となった事実の詳細

６．亡失（又は損傷）について取った処置

７．平素における管理の状況

８．その他の参考となるべく事実

様式第２９

借用物品の返納について

日　　付

（部局長）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（申請者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号により無償貸付を承認された物品のうち、別添物品については、　　等の理由により返納しますので、当該物品の取扱いについて指示願います。

（別添書類）　返納物品明細書　　１通

別　添

返　納　物　品　明　細　書

（借用機関名）

品名	仕様	単価	数量	取得価格	取　得 年月日	返納理由 及び状況	損耗程度	汚染の有無	使用価値	移動の可否	保管場所（住所）	備考

（注１）「損耗程度」：Ａ、Ｂ、Ｃに区分し、下記により記入すること。
　　Ａは、修理費が取得価格の２０％未満と推定されるもの。
　　Ｂは、　　〃　　２０％以上５０％未満と推定されるもの。
　　Ｃは、　　〃　　５０％以上と推定されるもの。
（注２）「汚染の有無」：放射性同位元素等によって汚染された契約書第２２条第１項の汚染資産等に該当するかの有無を記入すること。
（注３）「使用価値」：Ａ、Ｂ、Ｃに区分し、下記により記入するこい。
　　Ａは、現状のまま、若しくは修理により２年以上使用可能と推定されるもの。
　　Ｂは、現状のままで、多少利用価値があると推定されるもの。
　　Ｃは、多額の修理費を要する等のため、スクラップ等の処分が適当と思われるもの。
（注４）「移動の可否」：コンクリート等で固着され移動できないものに「否」印を記入すること。

様式第３０

汚　染　資　産　等　説　明　書

<table>
<tr><td>品名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">（写真添付）</td><td colspan="2">仕　　様</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>取得年月日</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>数　　量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>取　得　金　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="3">（具　体　的　に）</td></tr>
<tr><td>汚染状態</td><td colspan="3">（使用核種を含め具体的に）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">（除染不可能な事由等）</td></tr>
</table>

様式第３１

確　　認　　書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

〇〇〇〇（受託者名称及び代表者氏名）（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇〇長〇〇　〇〇（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

１．乙は、委託業務（題目「〇〇〇〇」）の成果となるべき発明等があった場合は、遅滞なく、当該契約書の規定に基づきその旨を甲に報告する。

２．乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

３．乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

４．乙は、上記２に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

５．乙は、甲が上記３に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

６．乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ロ　乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１２条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

以　上

様式第３２

知的財産権を受ける権利の譲渡について

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務により得られた下記の成果が、知的財産権を受ける権利の対象となる可能性があると思われるので、委託契約書第２５条第２項の規定に基づき明細書案を添えて通知するとともに、譲渡証書を提出します。

（産業財産権等の場合）

記

１．発明（考案）の名称

２．発明者（考案者）

３．発明（考案）の概要　　別紙のとおり

添付書類
（１）特許出願等明細書案　　各　２通
（２）譲渡証書
　イ．受託者名から文部科学省あて　　各　２通
　ロ．発明者（考案者）から受託者名あて　　各　２通（写）

別　　紙

発明（考案）の概要

１．発明の名称

２．出願番号

３．発明の数

４．出　願　日

５．公　告　日

６．発明の概要

・概要
・委託業務における位置づけ
・新規性
・類似技術・競合技術の概要
・予想される商品性、波及効果等
・関心を持つと考えられる企業又は業種　等

譲　渡　証　書

日　　付

（譲受人）
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（譲渡人）住　　所
氏　　名　　印

下記の発明（考案）に関する特許（実用新案登録又は意匠登録）を受ける権利を無償で貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

譲　渡　証　書

日　　付

（譲渡人）住　　所
　　氏　　名　　殿

（受託者）住　　所
　　名称及び
　　代表者名　　印

下記の発明又は考案に関する特許、実用新案及び意匠の登録を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

様式第３３

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、明細書等の写しを添えて、委託契約書第２６条第１項の規定に基づき通知します。

記

１．出願国

２．出願に係る産業財産権の種類

３．発明等の名称

４．出願日

５．出願番号

６．出願人

７．代理人

８．優先権主張

添付書類
（１）特許等出願等明細書（写）　　１通
（２）受理書（写）　　１通

様式第３４

産　業　財　産　権　通　知　書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務に係る産業財産権の登録等の状況について、〇〇〇〇の写しを添えて、委託契約書第２６条第３項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

１．出願に係る産業財産権の種類

２．発明等の名称

３．出願日

４．出願番号

５．出願人

６．代理人

７．登録日

８．登録番号

添付書類
（１）特許証等（写）　　１通

様式第３５

著　作　物　通　知　書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務に係る著作物について、委託契約書第２６条第４項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

１．著作物の種類

２．著作物の題号

３．著作者の氏名（名称）

４．著作物の内容

様式第３６

産 業 財 産 権 実 施 届 出 書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務に係る産業財産権について、下記のとおり実施しましたので、委託契約書第２６条第５項の規定に基づき届け出ます。

記

１．実施した産業財産権

産業財産権の種類（注１） 及　び　番　号　（注２）	産　業　財　産　権　の　名　称（注３）

２．実施（第三者は実施許諾した場合）

自己・第三者（注４）

（記載要領）

（注１）　種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権のうち、該当するものを記載する。

（注２）　番号については、当該種類に係る設定登録番号、設定登録の出願又は申請番号もしくは著作物の登録番号又は管理番号を記載する。

（注３）　該当する（１）～（４）の事項を記入する。

（１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

（２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

（３）植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

（４）著作権にあっては、著作物の名称

（注４）　自己又は第三者のいずれかを〇で囲む。

様式第３７

移転承認申請書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記の委託業務の成果に係る知的財産権について、委託契約書第２７条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注 1）及び番号（注 2）	知的財産権の名称（注 3）

２．移転先
住　　所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連　絡　先：
事業の概要：

３．承認を受ける理由（注 4）

（記載要領）
（注１）特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの
（注２）設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号
（注３）（１）発明、考案、意匠については、その名称
（２）回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類（構造、技術、機能）
（３）植物体の品種については、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
（４）著作権については、著作物の名称

（注４）承認を受ける理由を、以下の（１）、（２）いずれかの類型（複数可）に従って具体的に記載する。

（１）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。

○　国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。

・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画

・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画

・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績

○　なお、以下の場合は本塁系に該当しない。

・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合

（２）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。

○　海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。

・海外のおける、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画

・海外における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画

○　あわせて、当該知的財産権を利用することによる利益が我が国に還元される見込みを、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。

・当該知的財産権の利用による実施料等の収益の見込み

（なお、知的財産権の譲渡に伴う売却益は、権利自体の対価であって、移転債が当該知的財産権を利用することによる利益ではないため、その他の観点を用いて、当該知的財産権の利用による利益が我が国に還元される見込みを説明すること。）

○　なお、以下の場合は本類型には該当しない。

・当該知的財産権の海外事業活動での利用が、我が国への利益の還元につながる見込みがない場合

・移転先において当該知的財産権を利用する予定がない場合

（注５）以下の場合には、著作権の移転に際して国の承認を求めることを要しない。

（１）学術論文の論文集への掲載等に伴う、出版社等への著作権の移転

（２）学会講演に係る講演予稿の予稿集等への掲載に伴う、学会等への著作権の移転

（注６）移転先及び承認理由を受ける理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。

様式第３８

移転通知書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記の委託業務の成果に係る知的財産権について、委託契約書第２７条第１項但し書の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．移転する知的財産権

知的財産権の種類（注 1）及び番号（注 2）	知的財産権の名称（注 3）

２．移転先
住　　所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連　絡　先：
事業の概要：

３．承認が不要である理由（イ～ニのいずれかを選択する。）
イ　合併又は分割により移転するため
ロ　株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
ハ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯに移転するため
ニ　技術研究組合から、その組合員に移転するため

（記載要領）
（注１）特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの
（注２）設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号
（注３）（１）発明、考案、意匠については、その名称
（２）回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類（構造、技術、機能）
（３）植物体の品種については、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
（４）著作権については、著作物の名称
（注４）移転先及び承認が不要である理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。

様式第４０

専用実施権等設定承認申請書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、委託契約書第２８条第２項の規定に基づき申請します。

記

１．専用実施権等（注１）を設定しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注２）及び番号（注３）	名称（注４）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

２．専用実施権等の設定を受けようとする者
住　　所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連　絡　先：
事業の概要：

３．承認を受ける理由（注５）

（記載要領）
（注１）特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、商標法第３０条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。
　著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
（注２）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するも

のを記載する。

（注３）当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

（注５）承認を受ける理由を、以下の（１）、（２）いずれかの類型（複数可）に従って具体的に記載する。

（１）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。

○　国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。

・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画

・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画

・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績

○　なお、以下の場合は本塁系に該当しない。

・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合

（２）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。

○　海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。

・海外のおける、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画

・海外における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画

○　あわせて、当該知的財産権を利用することによる利益が我が国に還元される見込みを、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。

・当該知的財産権の利用による実施料等の収益の見込み

（なお、知的財産権の譲渡に伴う売却益は、権利自体の対価であって、移転債が当該知的財産権を利用することによる利益ではないため、その他の観点を用いて、当該知的財産権の利用による利益が我が国に還元される見込みを説明すること。）

○　なお、以下の場合は本類型には該当しない。

・当該知的財産権の海外事業活動での利用が、我が国への利益の還元につながる見込みがない場合

・移転先において当該知的財産権を利用する予定がない場合

様式第４１

専用実施権等設定通知書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記の委託業務の成果に係る知的財産権について、委託契約書第２８条第２項但し書の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．専用実施権等（注１）を設定する知的財産権

知的財産権の種類（注２） 及び番号（注３）	名称（注４）	専用実施権等の範囲 （地域・期間・内容）

２．専用実施権等の設定を受ける者
住　　所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連　絡　先：
事業の概要：

３．承認が不要である理由（イ～ニのいずれかを選択する。）
イ　合併又は分割により移転するため
ロ　株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
ハ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯに移転するため
ニ　技術研究組合から、その組合員に移転するため

（記載要領）
（注１）特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、商標法第３０条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。
　著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
（注２）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。

（注３）当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

様式第４２

知的財産権の放棄に関する届出書

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務において発生した知的財産権について、下記のとおり放棄いたしますので、委託契約書第２９条の規定に基づき届け出ます。

記

１．放棄する知的財産権

知的財産権の種類及び番号	特許権（特許平第　　号）
通知年月日	平成　　年　　月　　日
知的財産権の名称	

２．放棄の内容
特許証等（写）
特許出願明細書（写）

様式第４３

成　果　利　用　届

日　　付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長　　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、得られた成果をこのたび下記のとおり利用いたしますので、要領第３１の規定に基づき届け出ます。

記

１．利用する成果

２．利用の方法

３．成果を利用する時期

４．利用を必要とする理由

様式４４

番　　号
年　月　日

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇長　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名　　印

調査結果の報告

平成　年　月　日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、委託契約書第３７条第２項の規定に基づき、調査結果を下記のとおり報告します。

記

１．調査の内容

２．調査の結果　　別添報告書のとおり

３．不　正　額　　別紙イ

別紙　イ

不 正 額 内 訳

【総括表】　（単位：円）

区分	費　目	種　別	決算額（A）	改決算額（B）	不正額（A－B）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					

【（受託者（委託先））・再委託先別】

（受託者（委託先））：〇〇〇〇　（単位：円）

区分	費　目	種　別	決算額（A）	改決算額（B）	不正額（A－B）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				

		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					

再委託先：□□□□　　（単位：円）

区分	費　目	種　別	決算額（A）	改決算額（B）	不正額（A－B）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費（又は間接経費）					
	合計					

再委託先：△△△△　　（単位：円）

区分	費　目	種　別	決算額（A）	改決算額（B）	不正額（A－B）	備　考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				

		補助者				
		社会保険料等 事業主負担分				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費 （又は間接 経費）					
	合計					

（作成要領）

１．決算額は、直近の額の確定における支出の決算額とすること。

２．改決算額は、決算額から不正にかかる支出額を除いた額とすること。

様式第４５

委託費支出明細書

1.	委託費の名称	平成　　年度〇〇〇〇委託費 「　　」	
2.	業務の目的及び内容		
	(1)　目的		
	(2)　具体的な内容		
3.	委託先の公益法人の名称		
4.	委託実績額		千円　(A)
5.	委託費における管理費		
	(1)　人件費		千円
	(2)　一般管理費		千円
	(3)　その他の管理費		
	内　　容		金額
			千円
			千円
	合　　計		千円
	合　　計		千円
6.	外部への支出		
	(1)　外部に再委託されているものに関する支出		
	支出内容	支出先	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合　　計		千円　(B)
	(2)　(1)以外の支出		
	支出内容	支出先	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合　　計		千円
7.	その他		
	内　　容		金額
			千円
			千円
	合　　計		千円
8.	再委託の割合		%（B／A）

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令
（平成十二年十月三十一日総理府・文部省令第六号）

最終改正：平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令を次のように定める。

（通則）
第一条　物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第二条第一号から第四号まで及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定による文部科学省所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（部局長）
第二条　この省令において「部局長」とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をいう。
一　本省内部部局及び水戸原子力事務所の所属に属する物品（電源開発促進対策特別会計に属するものを除く。）　大臣官房会計課長
二　本省内部部局の所属に属する物品（電源開発促進対策特別会計に属するものに限る。）　研究開発局長
三　日本学士院の所属に属する物品　院長
四　文部科学省本省の施設等機関（文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十九条に規定する施設等機関をいう。）の所属に属する物品　当該施設等機関の長
五　文化庁内部部局及び日本芸術院の所属に属する物品　文化庁長官

（無償貸付）
第三条　部局長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。
一　文部科学省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材、音盤、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。
二　文部科学省の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品をその工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。
三　教育（学術及び文化を含む。）のため必要な機械器具、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）及び美術工芸品を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。
四　地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対し、機械器具等を科学技術の振興に寄与すると認められる試験、研究及び調査（以下「試験研究等」という。）の用に供するため貸し付けるとき。
五　文部科学省の委託する試験研究等のため必要な機械器具等又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。
六　文部科学省の委託を受けて試験研究等を行った公益法人が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。
七　文部科学省の職員をもって組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子、その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。
八　災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付ける

とき。

（貸付期間）
第四条　物品の貸付期間は、前条第七号に掲げる場合並びに文部科学大臣が特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができない。

（貸付条件）
第五条　部局長は、第三条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
一　貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用（部局長が貸付けの性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。）は、借受人において負担すること。
二　貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
三　貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ部局長の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
四　貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
五　貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
六　貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
七　貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
八　部局長の指示に従って貸付物品の使用実績の記録及び報告をすること。
九　貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
十　貸付物品は、借受人が貸付条件に違反したとき又は部局長が特に必要と認めたときは、部局長の指示するところに従い、速やかに返納すること。
十一　貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を部局長に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るもので　あるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
十二　部局長は、貸付物品について、随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができること。
２　部局長は、前項各号に掲げる条件のほか、国を受取人とする損害保険契約を締結させることその他の必要と認める条件を付することができる。
３　部局長は、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に対し貸し付けた標本その他これに準ずる物品及び美術工芸品について、当該独立行政法人から転貸の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、第一項第五号の規定にかかわらず、その申請を承認するものとする。

（無償貸付の申請）
第六条　部局長は、第三条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。
一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
二　借り受けようとする物品の品名及び数量
三　使用目的及び使用場所
四　借受けを必要とする理由
五　借受希望期間
六　使用計画
七　その他参考となる事項

（無償貸付の承認）
第七条　部局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請を審査し、無償貸付を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、無償貸付を承認しない場合はその旨を

記載した通知書により、申請者に通知するものとする。
一　貸付物品の品名及び数量
二　貸付期間
三　貸付目的
四　貸付けの期日及び場所
五　使用場所
六　返納の期日及び場所
七　貸付条件

（借受書）
第八条　部局長は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。
一　借受物品の品名及び数量
二　借受期間
三　返納の期日及び場所
四　貸付条件に従う旨

（貸付物品の亡失又は損傷）
第九条　部局長は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

（譲与）
第十条　部局長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。
一　文部科学省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。
二　教育（学術及び文化を含む。）のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。
三　文部科学省の行う研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。
四　予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を記念又は報償のため贈与するとき。
五　生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要する者に対し譲与するとき。

（譲与の申請）
第十一条　部局長は、前条第二号、第三号及び第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。
一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
二　譲与を受けようとする物品の品名及び数量
三　使用目的
四　譲与を必要とする理由
五　その他参考となる事項

（譲与の承認）
第十二条　部局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。
一　譲与物品の品名及び数量
二　譲与目的

三　譲与の期日及び場所
四　譲与条件

（受領書）
第十三条　部局長は、物品の譲与をするときは、当該物品の譲与を受けた者から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、受領書を提出させることが困難であるときは、受領を証する適宜の証明をもってこれに代えることができる。
一　譲与物品の品名及び数量
二　譲与条件に従う旨

附　則

（施行期日）
１　この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の廃止）
２　文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和四十一年文部省令第二十五号）は、廃止する。

附　則　（平成一三年三月三〇日文部科学省令第五〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附　則　（平成一五年一〇月一日文部科学省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。
附　則　（平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号）　抄

（施行期日）
第一条　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

（目的）

第１　文部科学省所管における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２　この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約おける業者選定の停止をいう。

２　この要領において「部局」とは、本省内部部局（水戸原子力事務所を含む。以下同じ。）、文部科学本省の施設等機関（文部科学省組織令（平成１２年政令第２５１号）第８９条に定める施設等機関をいう。）、日本学士院及び文化庁内部部局（日本芸術院を含む。以下同じ。）をいう。

（取引停止の措置）

第３　支出負担行為担当官、契約担当官及び分任契約担当官（以下「担当官等」という。）は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に登載された者その他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の１に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

（取引停止の期間の特例等）

第４　業者が１の事案により別表各号の措置要件の２以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

２　業者が次の各号の１に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の取引停止の期間が１ヶ月に満たないときは、１．５倍）の期間とする。

一　別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後１ヶ年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二　別表第１号及び第２号又は第３号から第８号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後３ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号及び第２号又は第３号から第８号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　担当官等は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前２項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができるものとする。

４　担当官等は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため､別表各号及び第１項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が２４ヶ月を超える場合は２４ヶ月）まで延長することができるものとする。

５　担当官等は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

６　担当官等は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

７　担当官等は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例）

第５　担当官等は、第３の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独

占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の１に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

一　談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第４号、第６号又は第８号に該当したとき。

二　入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第３号及び第４号に該当する業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

三　部局の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第９６条の３第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第５号から第８号までに該当する業者に悪質な事由があるとき（第１号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

（指名等の取消し）

第６　担当官等は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

（下請等の禁止）

第７　担当官等は、取引停止の期間中の業者が当該担当官等の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

（取引停止の通知等）

第８　担当官等は、第３の規定により取引停止を行い、第４第５項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第４第６項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

２　担当官等は、前項の措置を講じた場合は、直ちに大臣官房会計課長に事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を報告するものとする。

３　大臣官房会計課長は、前項の報告を受けた場合は、他の部局の担当官等に対し当該内容を通知するものとする。

４　前項の通知を受けた担当官等は、第３の規定により取引停止等の措置を講じた場合は、当該措置の内容について速やかに大臣官房会計課長に報告するものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第９　担当官等は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

別表

措置基準（第３、第４及び第５関係）

措置要件	期間
（贈賄） １　次のイ、ロ又はハに掲げる者が部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	４ヶ月以上１２ヶ月以内
ロ　業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。	３ヶ月以上９ヶ月以内
ハ　業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	２ヶ月以上６ヶ月以内
２　次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関（独立行政法人等を含む。以下同じ。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３ヶ月以上９ヶ月以内
ロ　一般役員等	１ヶ月以上６ヶ月以内
ハ　使用人	１ヶ月以上３ヶ月以内
（独占禁止法違反行為） ３　業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から １ヶ月以上９ヶ月以内
４　部局の購入等契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から ３ヶ月以上１２ヶ月以内
（競売入札妨害又は談合） ５　他の公共機関の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から １ヶ月以上１２ヶ月以内
６　部局の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を受けないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から ３ヶ月以上１２ヶ月以内
７　他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又	逮捕又は公訴を知った日から ３ヶ月以上１２ヶ月以内

は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
８　部局の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から４ヶ月以上１２ヶ月以内
（不正又は不誠実な行為） ９　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上９ヶ月以内
10　前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヶ月以上９ヶ月以内